南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長　髙　橋　善　一　は、南陽市農業委員会委員総会を令和６年３月２５日午後２時３０分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1.招　集　委　員　　１３名

2.出　席　委　員　　１２名にしてその氏名は次のとおり

１番　髙橋　善一	２番　髙橋　隆	３番　山岸　誠
４番　黒澤　ちよ子	６番　青木　憲一	７番　浅野　厚司
８番　伊藤　圭一	９番　神尾　篤志	10番　朝倉　善則
11番　鈴木　正徳	12番　渡沢　寿	13番　安達　芳紀

3.欠　席　委　員　　５番　本間　仁一

4.出席事務局職員　　南陽市農業委員会　事　務　局　長　山内　美穂
同　上　事務局長補佐　佐藤　秀之
同　上　農　地　係　長　嶋貫　信一郎

5.付　議　事　件

日程第１		会議録署名委員の指名について
日程第２		会期の決定について
日程第３		諸般の報告について
日程第４	報第　４　号	南陽市認定農業者の認定について
日程第５	報第　５　号	農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について
日程第６	議第１１号	農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第７	議第１２号	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第８	議第１３号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第９	議第１４号	南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第10	承第　１　号	事務局職員の任免について

6.　　（開会：ときに午後２時３０分）

会 議 の 要 領　　令和６年３月１８日付け南農委告示第３号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会　委員総会を開会いたします。

議長（髙橋会長）　ただいま出席されている委員は、１２名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、５番 本間仁一委員の１名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（髙橋会長）　それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

４番 黒澤ちよ子委員、６番 青木憲一委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員　　４番　黒澤　ちよ子　委員
６番　青木　憲一　委員

議長（髙橋会長）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長（髙橋会長）　日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（髙橋会長）　日程第４　報第４号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　　ただいま上程されました、報第４号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和６年２月１９日付け農第２０１７号で、南陽市長から本委員会に対し、令和６年３月３１日付けで１１件を、認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（髙橋会長）　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、報第４号は了承いただいたものと認めます。

議長（髙橋会長）　次に、日程第５　報第５号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　　ただいま上程されました、報第５号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第１８条第６項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が７件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（髙橋会長）　ただいま事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　はじめに、３ページをご覧ください。
１番から４番の案件は、中間管理事業の解約になります。
１番、２番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人　▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外４筆の現況畑及び樹園地　合計４，９４０㎡を、■■■■さんの経営部門整理のため、合意解約するものです。
３番、４番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人　▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外３筆の現況畑　合計３，４５６㎡を、■■■■さんの経営部門整理のため、合意解約するものです。
５番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外１筆の田　合計４，２４０㎡を、所有権移転するために、合意解約するものです。
６番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲の田　２，１９０㎡を、所有権移転するために、合意解約するものです。
７番につきましては、賃貸人　▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約　▲▲字▲▲　外２筆の田　合計６，４０４㎡を、所有権移転するために、合意解約するものです。

議長（髙橋会長）　ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声が有りますので、報第５号は了承いただいたものと認めます。

議長（髙橋会長）　次に、日程第６　議第１１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　　ただいま上程されました、議第１１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第３条の規定により、本委員会に対し所有権移転４件、賃借権設定４件、使用貸借権設定１件、合計９件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第３条第２項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、議第１１号について、ご説明申し上げます。議案書は５ページから７ページになります。

はじめに、５ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

１番につきましては、▲▲の■■■■さん▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲　外１筆の田　合計４，２４０㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

２番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲　外１筆の田　合計８５７㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

３番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑　１３１㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

４番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑　２５１㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、６ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

５番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲　田　９６２㎡について、新規の１０年で、毎年１１月３０日支払、金納となっております。

６番につきましては、▲▲の■■■■と▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲　外６筆の田が６，２１２㎡　畑が７７５㎡　合計６，９８７㎡について、新規の１０年で、毎年１２月３０日支払、金納となっております。

なお、これから現地確認のご報告をいただきますが、申請の時点で、畑の一部に十分管理されていない所があるが、引き続き借り受けするという話があり、その際、借り受けするのであればしっかり耕作してくださいと事務局から予めお話させていただいた経過がございます。

７番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲　外１筆の田　合計５，３０５㎡について、新規の５年で、毎年１１月３０日支払、金納となっております。

８番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので　▲▲字▲▲　外６筆の田　合計３，７４６㎡について、新規の３年で、毎年１２月３１日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長　　次に、７ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。
９番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲　外６筆の田　合計１２，７７７㎡を新規の１０年契約となっております。

議長（髙橋会長）　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、１番の現地調査について、８番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

８番
伊藤圭一委員　２２日に現地確認を行いました。
申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認いたしました。

議長（髙橋会長）　次に、２番及び５番の現地調査について、私より報告いたします。
２番につきましては、減反で牧草を植えていまして、草刈等もなされています。
５番についても、水田としてしっかり管理されています。

議長（髙橋会長）　次に、３番及び４番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　３月２２日に鈴木雄一委員からご報告をいただいています。
現地は、後ほどご説明いたしますが、今回転用の申請があった地点に隣接する土地です。分筆をして、農地は■■■■さんが耕作するという申請になっています。
現地は作付けはされていませんが、草刈等の管理はされているとご報告をいただいています。
以上です。

議長（髙橋会長）　次に、６番の現地調査について、１０番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

１０番
朝倉善則委員　田については耕作されており問題ありませんでした。
しかし、畑については、一部は草刈されていますが、手入れされていない部分も見受けられました。
先程事務局からも説明があったように、これからは管理をしていくと本人が話していることから、期待して注視したいと思います。よろしくお願いします。

議長（髙橋会長）　次に、７番の現地調査について、１３番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

１３番
安達芳紀委員　３月２４日に確認してまいりました。
当該農地は大変低い場所ということもあって、作付けはされていませんでした。しかし、草刈や水路などがしっかり管理されていまして周辺農地に影響はないと確認いたしました。

議長（髙橋会長）　次に、８番の現地調査について、７番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

７番
浅野厚司委員　貸人の方は地元の方でして、昨年はしっかりと耕作されていることを確認しています。
周辺農地への影響はないことをご報告いたします。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第７　議第１２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第１２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第５条第１項の規定により、本委員会に対し所有権移転１件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、議第１２号について、ご説明申し上げます。議案書は８ページになります。
１番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと■■■■さんから▲▲字▲▲　外１筆の畑　合計５６６㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、原則転用できない第１種農地ではありますが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長（髙橋会長）　ここで、１番の現地調査について、１１番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

１１番
鈴木正徳委員　３月１８日に、私と朝倉善則委員、佐藤事務局長補佐の３名で、５条１件の現地調査を行いました。
この案件につきましては、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（髙橋会長）　これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第８　議第１３号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第１３号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和６年３月１２日付け農第２１２６号で、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第１８条」に基づいて、賃貸借権設定５件、所有権移転２件、合計７件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第１項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐　ただ今提案されました、議第１３号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は９ページからで、１２ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が５件で、計画面積が田１４，５２６㎡、畑４８，２３４㎡、合計６２，７６０㎡となっております。

また、所有権移転が２件で、計画面積が田８，６１１㎡となっております。

まず、賃借権設定の詳細につきましてご説明申し上げます。１３ページをお開きください。

№.１について、▲▲の■■■■と、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の畑１，５０４㎡他１２筆の合計３７，１９１㎡について、再設定の１０年で、毎年１２月３１日支払い、金納となっております。

№.２について、▲▲の■■■■と、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の畑５，６２７㎡他５筆の合計１１，０４３㎡について、再設定の１０年で、毎年１２月３１日支払い、金納となっております。

№.３について、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の田２，０６０㎡他１筆の合計３，８１１㎡について、再設定の５年で、毎年１１月３０日支払い、金納となっております。

№.４について、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の田２，９８５㎡について、再設定の５年で、毎年１２月３１日支払い、金納となっております。

№.５について、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の田１，０９０㎡他７筆の合計７，７３０㎡について、再設定の５年で、毎年１２月３１日支払い、金納となっております。

次に所有権移転の申請２件につきまして、詳細をご説明申し上げます。１５ページをお開きください。

№.１につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田２，１９０㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

№.２につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田１７㎡ほか３筆の合計６，４２１㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上です。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第９　議第１４号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、議第１４号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和６年３月１２日付け農第２１２７号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、賃貸借権移転１５件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（髙橋会長）　ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐　ただ今提案されました、議第１４号につきまして、ご説明を申し上げます。
令和５年４月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、本委員会に意見を求められるものです。
議案書は１６ページからで、賃借権移転が１５件で、契約面積が２４６，５３０．８７㎡となっております。
詳細につきましてご説明申し上げます。１８ページをお開きください。

佐藤事務局長補佐

№１について、▲▲字▲▲の田１，３１９㎡ほか６筆の合計、１０，９６６㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１０年となっております。

№２について、▲▲字▲▲の田１，５３０㎡ほか９筆の合計、１４，６１０㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は７年及び１０年となっております。

№３について、▲▲字▲▲の現況田５２㎡ほか３９筆の合計、２１，１３８．９１㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１０年及び１３年となっております。

№４について、▲▲字▲▲の田１，５８７㎡ほか１１２筆の合計、１４４，３８５．９１㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１年から１６年となっております。

№５について、▲▲字▲▲１６４９番１の畑１，４２０㎡ほか１１筆の田及び畑の合計、１２，１３１．０５㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は７年及び８年となっております。

№６について、▲▲字▲▲の現況樹園地９４０㎡ほか３筆の合計、７，１６６㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は５年及び７年となっております。

№７について、▲▲字▲▲の田１，９７４㎡ほか１筆の合計、４，４３５㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は８年となっております。

№８について、▲▲字▲▲の現況田１，０１８㎡ほか４筆の合計、５，４７５㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は９年となっております。

№９について、▲▲字▲▲の田２，９６７㎡の一部５９３㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は７年となっております。

№１０について、▲▲字▲▲の田１，５２６㎡の一部３８５㎡について、耕作者を▲▲の■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１０年となっております。

№１１について、▲▲字▲▲の田２，１７５㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は９年となっております。

№１２について、▲▲字▲▲の田１，３８９㎡他３筆の合計、５，３２７㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は７年及び１０年となっております。

№１３について、▲▲字▲▲の田１，５３１㎡他１筆の合計、１，５７８㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１０年となっております。

佐藤事務局長補佐　№１４について、▲▲字▲▲の田７５９㎡他４筆の合計、１０，２７１㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は７年及び１０年となっております。
№１５について、▲▲字▲▲の田７６７㎡他７筆の合計、５，８９４㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は１０年となっております。
以上でございます。

議長（髙橋会長）　お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第３１条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が１名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（髙橋会長）　それでは始めに、賃借権移転の２番の案件について審議いたします。ここで、７番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……浅野厚司委員退席……

議長（髙橋会長）　これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（髙橋会長）　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　ここで、７番 浅野厚司委員の復席を求めます。

……浅野厚司委員復席……

議長（髙橋会長）　次に、ただいまの議事参与案件１件を除く、賃借権移転１４件について審議に入ります。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……異議なしの声……

議長（髙橋会長）　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。
議事参与案件１件を除く全１４件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（髙橋会長）　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（髙橋会長）　次に、日程第１０承第１号「事務局職員の任免について」を上程いたします。
ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

……事務局職員退席……

議長（髙橋会長）　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長　ただいま上程されました、承第１号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。
事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第２６条第３項で、農業委員会が任免すると規定されております。
このことから委員会の承認を求めるものでございます。
なお、職員への内示につきましては、明日２６日の午前１０時となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。
内容につきましては、会長より申し上げます。

議長（髙橋会長）　それでは、私より申し上げます。
本日、市長より内示がございました。
結果につきましては、別紙のとおりです。

議長（髙橋会長）　ただいまの報告に対して、質疑・意見はございませんか。

……なしの声……

議長（髙橋会長）　「なし」の声が有りますので、承第１号は承認いただいたものと認めます。

議長（髙橋会長）　ここで、事務局職員の復席を求めます。

……事務局職員復席……

議長（髙橋会長）　以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和６年３月１８日付け南農委告示第３号をもって招集いたしました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後３時８分）